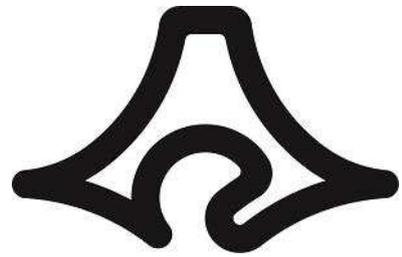


発表日 2025/01/31
タイトル 食中毒警報（ノロウイルス食中毒 第1号）の発表
担当 健康福祉部生活衛生局衛生課
連絡先 食品監視班
TEL 054-221-3358



—危機管理情報—

食中毒警報（ノロウイルス食中毒 第1号）の発表

1 発表日時 令和7年1月31日 午後4時00分

2 適用項目 ウ 県内で同一の病因物質による食中毒が連続して発生している場合で、特に注意喚起が必要と判断される場合

- 令和7年1月19日及び1月24日に、県内で、ノロウイルス食中毒が2件※連続して発生しました。発生の主な原因は、感染した調理従事者が汚染した食品を喫食したことによるものです。

（※ 1月19日（浜松市）、1月24日（静岡市））

食品取扱施設及び一般家庭に注意を促すため、食中毒警報（ノロウイルス食中毒 第1号）を発表します。

3 有効期間 令和7年1月31日から令和7年2月6日

<注意事項>

ノロウイルスは食品中では増えず、人の腸管内で増えます。感染すると、吐物やふん便中にウイルスが排泄されるので、次の事項に注意が必要です。

- 1 食品への二次汚染を防ぐため、調理前、トイレの後は石鹸でよく手を洗い、ウイルスを洗い流す。
- 2 加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱調理する（85℃以上で1分間以上の加熱）。特に、カキなどの二枚貝の調理時に注意する（85～90℃で少なくとも90秒間の加熱）。
- 3 下痢やおう吐等の症状がある場合は、食品を直接扱う作業を控える。

<参考>

○食中毒警報の発表基準

以下のいずれかの条件に該当した場合に発表する。

- ア 気温30℃以上が10時間以上継続する場合、又は予測される場合
- イ 県内の感染症発生動向調査における定点当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が概ね20人以上となった場合
- ウ 県内で同一の病因物質による食中毒が連続して発生している場合で、特に注意喚起が必要と判断される場合
- エ その他発表者が必要と判断した場合

<参考>

1 ノロウイルス食中毒発生状況

(1) 令和2年～6年次

発 生 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生件数	3	2	4		2	1						2	14

(2) 令和7年次

2件54人（食中毒全体2件54人）

発 生 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生件数	2												2

2 ノロウイルス食中毒事例（令和6年次以降）

発生日	原因施設	患者数	原因食品	発生要因 (推定を含む)
06.01.17	小山町（飲食店）	12	弁当	調理従事者からの二次汚染
06.01.21	浜松市（食堂）	82	提供料理	調理従事者からの二次汚染
06.01.25	掛川市（すし屋）	28	弁当	調理従事者からの二次汚染
06.02.06	藤枝市（仕出し屋）	74	弁当	調理従事者からの二次汚染
06.03.23	静岡市（飲食店）	17	提供料理	調理従事者からの二次汚染
06.03.24	熱海市（旅館）	4	提供料理	調理従事者からの二次汚染
06.03.27	静岡市（病院）	25	病院食	調理従事者からの二次汚染
06.05.13	浜松市（食堂）	17	提供料理	不明
07.01.19	浜松市（飲食店）	15	提供料理	調理従事者からの二次汚染
07.01.24	静岡市（弁当屋）	39	弁当	調査中